

2019年5月

プロレスリングの興行を運営する会社に対して申入れを行いました。 申入れ終了

(本文)

消費生活ネットワーク新潟は、プロレスリングの興行等を運営する会社(以下、「事業者」といいます。)に対して、要旨以下の通り、ファンクラブ会員規約の是正を求めました。

- ① 未成年者は入会申込にあたり親権者の承諾を得なければならず、未成年者が入会申込をした時点で親権者の承諾を得たものとみなす旨の条項の削除
- ② 事業者が規約を予告なく改定することがある旨の条項の削除
- ③ 会員もしくは入会申込をした者について、入会条件をみたしている場合でも、事業者が会員を退会処分とする場合がある旨の条項の削除
- ④ 会員が資格を喪失した場合に、理由の如何を問わず、支払済みの入会金、年会費等の返還を行わない旨の条項の修正、退会処分とされた会員が損害賠償等の一切の権利行使ができない旨の条項の削除
- ⑤ レスラー及び事業者が、提供するサービスに関していかなる責任も負わない旨の条項の削除
- ⑥ サービス終了によって、会員等が被った損害について、事業者が一切の責任を負わない旨の条項の削除
- ⑦ その他、消費者契約法に反していると思われる条項の削除又は修正

また、消費生活ネットワーク新潟は、事業者に対して、要旨以下の通り、チケット販売利用規約及び個別規定の是正を求めました。

(チケット販売利用規約について)

- ⑧ 事業者が予告なく本規約を変更できる旨の条項の削除
- ⑨ ID及びパスワードの取扱いに関して、会員による管理が不十分だったこと等によって生じた損害について、事業者が一切の責任を負わない旨の条項の削除または変更
- ⑩ 会員による会員登録解除を制限する条項の削除
- ⑪ 会員登録解除に際して、事業者が料金の払い戻し義務を負わない旨の条項の削除
- ⑫ その他、消費者契約法に反していると思われる条項の削除又は修正

(チケット販売にかかる個別規定について)

- ⑬ 理由の如何を問わず、チケットの取替・変更・キャンセルを受け付けない旨の条項の削除又は修正
- ⑭ チケットの引渡しに際し、事業者が会員指定の宛先を記載して簡易書留郵便により配送業者に商品を引き渡した時点で、事業者のチケット引渡し義務は履行完了とし、商品のリスクと管理が会員に移る旨の条項の削除
- ⑮ チケットの再発行はいかなる場合にも行わない旨の条項の削除

⑩ その他、消費者契約法に反していると思われる条項の削除又は修正

その後、事業者との協議を経て、各条項について申入れの趣旨に沿うかたちで削除・修正がなされました。